

社会福祉法人大泉町社会福祉協議会 役員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第25条に規定する役員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は、次の表のとおりとする。

区 分	報 酬
会 長	日 額 6,000円
	半日額 3,000円
ただし、月2万円を上限とする。	
副 会 長	
理 事	日 額 6,000円
	半日額 3,000円
監 事	
日額は4時間以上、半日額は4時間未満の出務とする。	

2 職員が役員を兼ねるときは、役員として受けるべき報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 第1条に規定する費用弁償の額は、職務のため旅行した費用(以下「旅費」という。)とし、その種類は、日当、宿泊料、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び食卓料とする。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費支給に関する規程の例による。

(支給の基準)

第4条 報酬の支給については、出務の日数に応じその都度支給する。ただし、出務が長期継続する場合は、毎年度最後の出務後にまとめて支給することができる。

2 この規程に定めるもののほか、報酬及び旅費の支給方法については、大泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の例による。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人大泉町社会福祉協議会役員、評議員及び地区社会福祉協議会長報酬支給規程(平成10年4月1日施行)は、廃止する。

社会福祉法人大泉町社会福祉協議会 評議員報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、定款第10条に規定する評議員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給の基準について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 日額 1日の出務が4時間を超えるもの 6,000円

(2) 半日額 1日の出務が4時間未満のもの 3,000円

2 評議員が、大泉町職員及び町立小中学校長の場合は、評議員として受けるべき報酬は支給しない。

3 各年度の報酬の総額は、定款第10条に定める額の範囲内とする。

(費用弁償)

第3条 第1条に規定する費用弁償の額は、職務のため旅行した費用(以下「旅費」という。)とし、その種類は、日当、宿泊料、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び食卓料とする。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費支給に関する規程の例による。

(支給の基準)

第4条 報酬の支給については、出務の日数に応じその都度支給する。ただし、出務が長期継続する場合は、毎年度最後の出務後にまとめて支給することができる。

2 この規程に定めるもののほか、報酬及び旅費の支給方法については、大泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の例による。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。